

地域材利用促進事業費補助金交付金要綱

(目的)

第1 地域材の利用及び市内への定住の促進を図るため、市内において地域材を使用した住宅の新築又は増改築を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則(平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域材 岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度により、大船渡市、陸前高田市又は住田町の区域内の森林から生産された木材であることが証明されるものをいう。
- (2) 専用住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。
- (3) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している一戸建ての住宅をいう。
- (4) 住宅 専用住宅又は併用住宅であつて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号に規定する建築物(共同住宅を除く。)をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、市内における住宅の新築(自己の居住の用に供する部分に地域材を5立方メートル以上使用するものに限る。以下同じ。)又は増改築(自己の居住の用に供する部分に地域材を1立方メートル以上使用するものに限る。以下同じ。)を行う者とする。ただし、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)に基づく防災集団移転促進事業その他国、県又は市が実施する他の補助金の交付を受ける者を除く。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、住宅の新築又は増改築をする場合に要する経費とする。ただし、併用住宅にあつては、自己の居住の用に供する部分に要する経費に限る。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、地域材の使用量1立方メートルにつき1万円を乗じて得た額(その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が50万円を超える場合は、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域材

利用促進事業費補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）及び仕様が必要と認める書類を添えて市長に提出する。

（補助金の交付決定）

第7 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る関係書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかにその決定の内容を地域材利用促進事業費補助金交付決定（変更）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金交付の決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

（補助金の請求及び交付）

第9 申請者は、第7の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは地域材利用促進事業費補助金交付請求（精算）書（様式第4号）に、事業実績書（様式第5号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。